平成２３年（フ）第１５０３７号
東京都世田谷区野沢３丁目22―８―301
債務者　太田富美子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０４１号
東京都墨田区錦糸１丁目１―４、住民票上の住所神奈川県逗子市小坪５丁目23―１―1502
債務者　菊元　百子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０４２号
埼玉県川口市幸町１丁目２―３
債務者　峰　　裕之
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０４５号
東京都江戸川区北小岩５丁目32―17
債務者　佐浦　健一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０５０号
東京都町田市木曽東２丁目10―17―206
債務者　森川知加子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０５１号
東京都足立区梅島３丁目40―６―101
債務者　伊藤　俊雄
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０５２号
東京都江東区潮見１丁目29―23
債務者　佐藤一三夫
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０５５号
神奈川県相模原市南区南台３丁目９―23―102
債務者　渡部　哲二
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０５６号
東京都板橋区板橋１丁目７―７―401
債務者　鈴木美智子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０６１号
東京都葛飾区亀有２丁目11―２―301
債務者　樋口　清子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０６５号
東京都目黒区碑文谷１丁目25―16―101
債務者　濱屋　雅臣
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０６７号
東京都杉並区阿佐谷南３丁目37―９―305
債務者　小林　一子
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０７１号
東京都品川区南品川２丁目６―１
債務者　西尾　明美
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０７９号
東京都世田谷区祖師谷４丁目６―12　小椋方
債務者　伊藤　洋司
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５０８１号
東京都世田谷区世田谷２丁目11―15―301
債務者　高田　伸一
1　決定年月日時　平成23年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２８６号
北海道帯広市西18条南５丁目46番地10　おびひろハイツ１号
債務者　吉田　美香（旧姓松木）
1　決定年月日時　平成23年10月27日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係